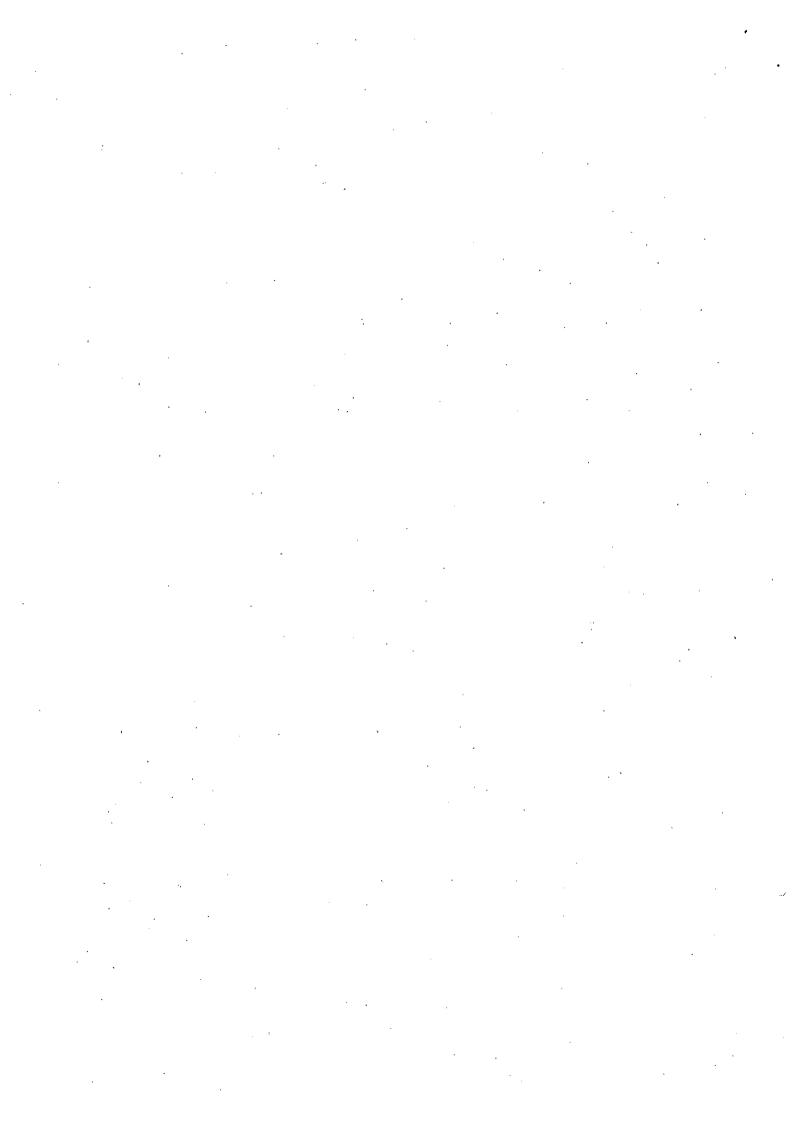
平成31年2月市議会 建設水道委員会資料

第39号議案

長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例

目	次
1	消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて
	・・・・・ 1ページ
2	長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の概要・・・ 2~4ページ
3	新旧対照表
	(1) 長崎市都市公園条例 ・・・・・・・・・ 5~27ページ
	(2) 長崎市道路占用料条例・・・・・・・・・・ 28ページ
	(3) 長崎市駐車場条例・・・・・・・・・・ 29~34ページ
	(4) 長崎市さくらの里条例・・・・・・・・ 35~39ページ
	(5) 長崎市二輪車等駐車場条例・・・・・・・・・ 40ページ
	(6) 長崎市準用河川占用料徴収条例・・・・・・・ 41ページ
	(7) 長崎市都市下水路条例 ・・・・・・・・・ 41ページ
	(8) 長崎市公園条例 ・・・・・・・・・ 42~48ページ

土木部 平成31年2月



1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、 国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支え る現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の 持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の 方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられること となった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1)消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。 75条例が改正対象。

(2)消費税転嫁の方針

ア 外税表記のものについて

課税対象となる使用料等の額に乗ずる数値を「100 分の 108」から「100 分の 110」とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税表記のものについて

(ア) 消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数に ついては切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に $5\% \rightarrow 8\%$ へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、 $8\% \rightarrow 10\%$ ではなく、 $5\% \rightarrow 10\%$ への転嫁分を再度計算する。

(イ)施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10円単位の転嫁とし、10円未満の端数は切り捨てる。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の 入場料を含む。

(3)種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1円単位	各種手数料	1 円単位

2 長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため都市公園の使用料等を改正しようとするもの。

(2) 改正する条例

- ① 長崎市都市公園条例
- ② 長崎市道路占用料条例
- ③ 長崎市駐車場条例
- ④ 長崎市さくらの里条例
- ⑤ 長崎市二輪車等駐車場条例
- ⑥ 長崎市準用河川占用料徴収条例
- ⑦ 長崎市都市下水路条例
- ⑧ 長崎市公園条例

(3) 改正内容

ア 外税表記のものについて

条例名	改正内容
長崎市都市公園条例	課税対象となる使用料等の額に乗ずる数値を
長崎市道路占用料条例	「100 分の 108」から「100 分の 110」に改正する。
長崎市準用河川占用料徴収条例	※土地の貸付に係る使用料等については非課税
長崎市都市下水路条例	とされているが、貸付期間が1月に満たない場合 には課税される。(消費税法施行令第8条)

イ 内税表記のものについて

条例名	改正内容
長崎市都市公園条例	消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じ
長崎市駐車場条例	て、転嫁単位未満の端数を切り捨てた額に改正す
長崎市さくらの里条例	る。
長崎市二輪車等駐車場条例	
長崎市公園条例	· .

(4) 転嫁による影響額

ア 長崎市都市公園条例

(単位:件、千円)

					(年四, 件、十円)
八国夕	大きルタ	平成30年度	平成30年度	転嫁による	転嫁による
公園名	施設名	件数	収入見込額	収入見込額	影響額
·	<u> </u>	(見込み)	Α	(通年) B	B-A
·	庭球場	8, 350	15, 596	15, 885	289
 平和公園	ラグビー・サッカー場	1, 324	7, 289	7, 424	135
十九公園	その他施設	464	4, 908	4, 999	9 1
	計	10, 138	27, 793	28, 308	515
	野外ステージ	12	999	1, 018	19
稲佐山公園	その他施設	9 1	3, 627	3, 694	67
<u> </u>	計	103	4, 626	4, 712	8 6
	庭球場	7, 449	4, 409	4, 491	8 2
┃ ┃ 長崎東公園	コミュニティプール	24, 028	8, 007	8, 155	148
区间来公园	その他施設	6, 291	12, 819	13, 158	339
	計	3,7,768	25, 235	25, 804	569
巨体士公众	庭球場	8, 292	21, 843	22, 248	405
長崎市総合 運動公園	その他施設	7, 910	5, 350	5, 449	99
是到公园	計	16, 202	27, 193	27, 697	3 504
その他公園		7, 489	3, 833	3, 904	7 1
合計	·	71, 700	88, 680	90, 425	1, 745

イ 長崎市駐車場条例

(単位:台、千円)

	T	1		1121211111
	平成30年度	平成30年度	転嫁による	転嫁による
施設名	台数	収入見込額	収入見込額	影響額
	(見込み)	Α	(通年) B	в-а
桜町駐車場	175, 994	65, 444	65, 660	216
市民会館地下駐車場	94,003	54, 722	54, 910	188
松が枝町駐車場	32, 728	38, 107	38, 373	266
松が枝町第2駐車場	65, 954	46, 223	46, 562	3 3.9
平和公園駐車場	75, 497	53, 756	54, 105	3 4 9
茂里町地下駐車場	42, 411	24, 254	24, 254	0
松山町駐車場	135, 298	67, 736	67, 922	186
合計	621, 885	350, 242	351, 786	1, 544

ウ 長崎市さくらの里条例

(単位:件、千円)

	平成30年度	平成30年度	転嫁による	転嫁による
施設名	件数	収入見込額	収入見込額	影響額
	(見込み)	Α .	(通年)B	в-А
長崎市さくらの里	285	180	183	3

工 長崎市二輪車等駐車場条例

(単位:台、千円)

part and				
	平成30年度	平成30年度	転嫁による	転嫁による
施設名	台数	収入見込額	収入見込額	影響額
	(見込み)	Α	(通年)B	B-A
築町二輪車等駐車場	30, 435	5, 282	5, 314	3 2

才 長崎市公園条例

(単位:件、千円)

 				(
	平成30年度	平成30年度	転嫁による	転嫁による
公園名	件数	収入見込額	収入見込額	影響額
	(見込み)	Α	(通年)B	В-А
野母崎総合運動公園	3 4 3	350	. 357	7
その他公園	557	1, 995	2, 032	37
合計	900	2, 345	2, 389	44

(5)施行期日

平成31年10月1日

新旧対照表

(7)	長崎	市省	5市7	凤之	枀彻	ij

(省略)

別表第2(第10条関係)

1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

区分	金額 (1 年につき)
公園施設を設置する場合	使用する土地の価格に100分の2を 乗じて得た額
公園施設を管理する場合	使用する建物の価格に100分の6を 乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、100分の108を乗じて 得た額

現行

2 都市公園を占用する場合の使用料

(省略)

備考

(省略)

4 占用期間が1月未満の使用料は、この表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗 じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り捨てる。

(省略)

別表第2(第10条関係)

1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

区分	金額 (1 年につき)
公園施設を設置する場合	使用する土地の価格に100分の2を 乗じて得た額
公園施設を管理する場合	使用する建物の価格に100分の6を 乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、100分の110を乗じて 得た額

見直し案

2 都市公園を占用する場合の使用料

(省略)

備考

(省略)

4 占用期間が1月未満の使用料は、この表により算定した額に100分の110を乗 じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り捨てる。

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1 🗎	· 円
·		<u>102</u>
	1月	<u>1, 584</u>
行商その他これらに類するもの	1日	<u>257</u>
興行	1平方メートルに	. 18
英 13	つき1日	10
	広告表示面積 1	
広告物の掲出	平方メートルに	<u>1, 584</u>
-	つき1日	
集会、展示会、博覧会その他これ	1平方メートルに	12
らに類するもの	つき1日	14,

- 公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設(長崎市平和会館及び三和少年交 流センターを除く。)を利用する場合の使用料
- (1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボー (1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボー ル場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

ア 運動場又はソフトボール場

	KT-343-8/37	<u> </u>	11 /V	790					
,		利用	午 前 6 時	午前	午前	正午	午後	午後	午後
		時間	6 時 から	8 時 から	10 時 から	から午後	2 時 から	4 時 から	6 時 から
			午前	午全	正午	2 時	午後	午後	午後
	区分	使用料	8 時	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
			まで	まで			まで	まで	まで
	3月31日		<u>349</u> 円	<u>349</u> 円	<u>349</u> 円	<u>34</u> 9 円	<u>349</u> 円	<u>349</u> 円	<u>524</u> 円
	10月31	日まじ	<u></u>	Į.			l i		
	11月1日	目から]					
	翌年 2 月	月末日ま							
	で		V		<u></u>				

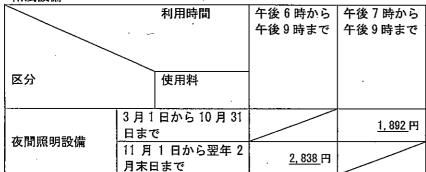
3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円
·		<u>104</u>
	1月	<u>1, 613</u>
行商その他これらに類するもの	1日	<u>261</u>
	1平方メートルに	18
	つき1日	
	広告表示面積 1	
広告物の掲出	平方メートルに	<u>1, 613</u>
	つき1日	
集会、展示会、博覧会その他これ	1平方メートルに	12
らに類するもの	つき1日	12

- |4|||立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動||4||||立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動 公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設(長崎市平和会館及び三和少年交 流センターを除く。)を利用する場合の使用料
 - ル場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

ア 運動場又はソフトボール場

	利用	午前	午前	午前	正午	午後	午後	午後
	時間	6 時	8 時	10 時	から	2 時	4 時	6 時
		から	から	から	午後	から	から	から
		午前	午 全	正午	2 時	午後	午後	午後
区分	使用料	8 時	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
		まで	まで			まで	まで	まで
3月31日	日から	<u>356</u> 円	<u>356</u> 円	<u>356</u> 円	356円	356円	356円	534円
10月31	日まで							
11月1	日から		Ì					
翌年 2)	月末日ま	/						
で		/ .			-:			



イ 附属設備 利用時間 午後6時から午後7時から午後9時まで 区分 使用料 1,927円 夜間照明設備 11月1日から翌年2 2,891円

月末日まで

(2) 長崎市営庭球場

ア テニスコート

	<u> </u>						
	利用	午前	午前	正午	午後	午後	午後
	時間	8 時	10 時	から	2 時	4 時	6 時
		から	から	午後	から	から	から
		午前	正午	2 時	午 後	午後	午後
区分	使用料	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
	(1コートにつき)	まで			まで	まで	まで
4n '		円	円	H	Ħ	円	円
一般		1, 028	1, 028	1,028	1, 028	1, 028	<u>1, 542</u>
│ 小学校の	D児童、中学校の	ŀ					
	は高等学校の生	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>771</u>
L IVE	•	ŀ		į	ı		I

イ 附属設備

F13 //平3 D.X. P/M		
,	利用時間	1時間
区分	使用料 (1 コートにつき)	
照明設備		410円

(2) 長崎市営庭球場

ア テニスコート

	利用 時間	午前 8 時 から	午前 10時 から	正から後	午後 2 時 から	午後 4 時 から	午後6時から
区分	使用料 (1 コートにつき)	午 前 10 時 まで	正 午 まで	2 時 まで	午後 4 時 まで	午後 6 時 まで	午後 9 時 まで
一般		· 円 <u>1,047</u>	円 <u>1, 047</u>	円 1, 047	円 1,047	円 <u>1,047</u>	円 <u>1,571</u>
)児童、中学校の は高等学校の生	<u>523</u>	<u>523</u>	<u>523</u>	<u>523</u>	<u>523</u>	<u>785</u>

イ 附属設備

	אין אבן הביא נוץ	·		
		利用時間	1 時間	
	区分	使用料		
		(1コートにつき)		
·	照明設備			410 円

(3) 元宮公園庭球場

ア テニスコート

	利用	午 前	午前	正 午	午後	午 後	午後
	時間	8 時	10 時	から	2 時	4 時	6 時
		から	から	午 後	から	から	から
		午前	正午	2 時	午後	午後	午 後
区分	使用料	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
	(1コートにつき)	まで			まで	まで	まで
	<u> </u>	円	円	円	H	円	円
一般		<u>411</u>	<u>411</u>	<u>411</u>	<u>411</u>	<u>411</u>	<u>617</u>
小学校σ)児童、中学校の			,			
生徒又间	は高等学校の生	205	205	205	205	205	308
徒							

イ 附属設備

四分/海口人 1/円			
	利用時間	午後6時から	午後7時から
		午後9時まで	午後9時まで
		;	
		-	
区分、	使用料		
	(1ュートにつき)	-	
<u> </u>	3月1日から10月31		000 П
 夜間照明設備	日まで		822.円
牧间思明故牖	11 月 1 日から翌年 2	. 1 004 mi	
	月末日まで	<u>1, 234</u> 円	,

(3) 元宮公園庭球場

ア テニスコート

	4 I'						
	利用	午前	午前	正午	午 後	午後	午後
	時間	8 時	10 時	から	2 時	4 時	6 時
		から	から	午 後	から	から	から
		午前	正午	2 時	午 後	午 後	午後
区分	使用料	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
	(1ェートにつき)	まで	,		まで	まで	まで
一般	•	円	円	円	円	円	円
一板		419	419	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>628</u>
小学校σ	り児童、中学校の						
生徒又自	は高等学校の生	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	209	<u>314</u>
徒							

イ 附属設備

707/两位人/用				
		利用時間	午後 6 時から	午後7時から
			午後9時まで	午後9時まで
			-	
		Y		
区分		使用料		
		(1 コートにつき)		· .
	3月	1日から10月31		838 円
		で		030 [7]
		1 日から翌年 2	1 257 m	
		日まで	<u>1, 257</u> 円	

(4) /	小江原台边	近隣公園庭球場							·····	(4)	小江原台:	近隣公園庭球場	易				· · ·		
		利用 時間	午前 8 時 から	午前 10時 から	正から後	午後 2 時 から	午後 3 から	午後 4 時 から	午後 けん			利用 時間	午前 8 時 から	午前 10 時 から	正か任	午後 2 時 から	午後 2 時 から	4 時 から	午後4 時から
	公分	使用料 (1 コート (こつき)	午 前 10 時 まで	正午まで	2 時 まで	午後 4 時 まで	午 後 5 時 まで	午後 6 時 まで	午後 7時 まで		区分	使用料 (1 コート につき)	午 前 10 時 まで	正午まで	2 時 まで	午後 4 時 まで	午後 5 時 まで	6 時	午後 7 時 まで
		3月1日から 4月30日ま で及び9月1日から9月30日まで 5月1日から8月31日まで 10月1日か	円 <u>411</u>	円 <u>411</u> ·	円 <u>411</u>	#1 411	H	411	円 <u>617</u>		一般	3月1日から 4月30日ま で及び9月1日から9月 30日まで 5月1日から 8月31日ま で 10月1日か	円 419	円 <u>419</u>	円 419	#19 419	Ħ	FFJ 419	FT 628
児 学 徒 等	、学校の ・学校の生 ・学校の生 ・学校の ・学校の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	S翌年 2月末日3月1日4月309月1日5月1日日5月1日日5月1日日10円年10円年木	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205</u>	円 <u>205</u>	<u>617</u> 円 <u>308</u>	P1 205	F1 308		小児童校又学徒、のは校生徒	S名日日日 <t< td=""><td>209</td><td>209</td><td><u>209</u></td><td>円 209</td><td>628 严 314</td><td>P1 209</td><td>F1 314</td></t<>	209	209	<u>209</u>	円 209	628 严 314	P1 209	F1 314
								,						1					

(5) えがわ	運動公園庭球									
区分	利用 時間 使用料(1 コー トにつき)	午8か午10ま	午10か正ま	正か午2まで	午2か午4ま後時ら後時で	午2か午5ま後時ら後時で	午4か午6ま	午4 か午7 ま		
一般	3月1日か 64月30日 まで及び9 月1日から 9月30日ま で 5月1日か 58月31日 まで 10月1日か	F1 411	円 <u>411</u>	円 <u>411</u>	円 411	Ħ	P1 411	円 <u>617</u>		
小の童学生は学生や生の文等の	34月334月334月月月月月月月月月月月月日日日 <t< td=""><td><u>205</u></td><td><u>205</u></td><td>205</td><td>円 <u>205</u></td><td><u>617</u> 严 <u>308</u></td><td>円 <u>205</u></td><td>円 308</td></t<>	<u>205</u>	<u>205</u>	205	円 <u>205</u>	<u>617</u> 严 <u>308</u>	円 <u>205</u>	円 308		

(5)_	えがわ	運動公園庭球	昜	_					
		利用 時間	48分の時心	午前 10時 から	正か年	午後 3 から	午後 年 2 時 4 から か		午後 4 時 から
	/-		午前	正午	2 時	午後		子後	午後
	区分	使用料(1 コー トにつき)	10 時 まで	まで	まで	4 時 まで	5 時 6		7 時 まで
	一般	3月1日か 64月30日 まで及び9 月130日まで 5月1日か 58月31日 まで	円 <u>419</u>	円 <u>419</u>	円 .419	円 ・ <u>419</u>		円 419	円 628
,		10月1日か ら翌年2月 末日まで			• .	/,	F9 628		
	小の童学生は学生校児中の又等の	3 月 1 日 1 日 3 0 0 か 日 9 日 1 3 0 0 か 日 9 日 1 3 0 0 日 1 日 1 0 日 1 日 1	209	209	209	円 209	円 <u>314</u>	PH 209	FF 314

(6)	香焼総	合公園庭球場	· · · ·						
	区分	利用 時間 使用料(1 コー トにつき)	午8か午10ま	午10か正ま	正か午2まで	午2か午4ま	午2か午5ま後時ら後時で	午4か午6ま	午6か午7ま
	— 般 ·	3月1日か ら9月30日 まで 10月1日か ら翌年2月 末日まで	円 411	#1 411	円 <u>411</u>	#1 4 <u>11</u>	円 <u>617</u>	F1 411	円 205
	小の童学生は校児中の又は	3 月 1 日か ら9月30日 まで	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205</u>	円 205		円 205	円 102
	は高等 学校の 生徒	10 月 1 日か ら翌年 2 月 末日まで					円 <u>308</u>		

,

(6)	香焼総	合公園庭球場					,		
	/	利用 時間	午前8時	午前10時	正午から	午後2時	午後2時	午後4時	午後6時
		भग्ने [स]	か ら 午 前	から正午	から 午後 2 時	から	から後	サから後	から、
	区分	使用料(1 コー トにつき)	10 時 まで	まで	まで	4 時 まで	5 時 まで	6 時 まで	7 時 まで
	一般	3 月 1 日か ら9月30日 まで	円 <u>419</u>	⊞ <u>419</u>	円 <u>419</u>	円 <u>419</u>	/	円 <u>419</u>	<u>7</u> 9 209
		10 月 1 日か ら翌年 2 月 末日まで		!			円 <u>628</u>		
	小の童学生は	3月1日か ら9月30日 まで	209	<u>209</u>	<u>209</u> .	円 <u>209</u>		· 円 209	円 104
	は高等 学校の 生徒	10月1日か ら翌年2月 末日まで	-				円 <u>314</u>	/.	

(7)	長崎市	営弓込	直場				
	利用時間			1 時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
	区分	使用	料				
	一般 小学校の児 を が学り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		団体 (10 人以 上)	円 <u>205</u>	.円 <u>637</u>	円 <u>946</u>	円 <u>1, 285</u>
			個人	<u>51</u>	102	123	<u>205</u>
			団体 (10 人以 上)	<u>102</u>	308	<u>473</u>	637
			個人	30	<u>51</u>	72	102

(8) 長崎市営陸上競技場

区分	利用 時間 使用料	1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後5 時まで)
一般		円 637	円 1, 902	円 <u>2,571</u>	円 3, 805
)児童、中学校の は高等学校の生	<u>308</u>	946	<u>1, 306</u>	<u>1, 902</u>

(7) 長崎市営弓道場

,	文啊们	マンヤ	巴切				
		利用時間		1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
	区分	使用	料				
	一般	3	団体 (10 人以 上) 個人	円 209 <u>52</u>	円 649 104	円 963 125	円 1,309 209
	小学校の 童、中 ⁵ の生徒	学校	団体 (10 人以 上)	104	314	481	649
	の主作 高等学 生徒		個人	<u>31</u>	<u>52</u>	· <u>73</u>	104

(8) 長崎市営陸上競技場

利用時間	1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
区分使用料				
一般	. 円 <u>649</u>	円 1,938	円 <u>2, 619</u>	円 <u>3, 876</u>
小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生 徒		<u>963</u>	1, 330	1, 938

(9) 長崎市営ラグビー・サッカー場

アーラグビー・サッカー場

٠.		- ソンカー場						
		利用 時間 使用料	午 8 か 午 10 時	午10か正ま	正か午2まで	午2か午4	午4か午6	午6か午9
	区分	DC/1147	まで			まで	まで	まで
	入場料	一般	円 <u>3, 085</u>	円 <u>3, 085</u>	円 <u>3, 085</u>	円 <u>3, 085</u>	円 3, 085	円 <u>4, 628</u>
,	等を徴収しない場合	小学校の児童、 中学校の生徒 又は高等学校 の生徒	1,542	<u>1, 542</u>	1, 542	1, 542	<u>1,542</u>	2, 314

イ 附属設備

FIT WAS IND				
		利用時間	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
区分		使用料	十後9時まで	十後9時まで
	3月1日から 10月31日ま	全基使用の場 合		円 11, 108
夜間照明	l	4 基使用の場合		<u>5, 554</u>
設備	11 月 1 日か ら翌年 2 月	全基使用の場 合	円 <u>16, 662</u>	
	末日まで	4 基使用の場合	<u>8, 331</u>	

(9) 長崎市営ラグビー・サッカー場

ア ラグビー・サッカー場

_	// -	7 7 73 792						
		利用 時間	午8か午	午10か正 下	正か午2	午2か午後時ら後	午4か午後時ら後	午6か午後時ら後
	区分	使用料	10 時 まで	まで	まで	4 時 まで	6 時 まで	9 時 まで
	入場料	一般	円 3, 142	円 <u>3,142</u>	円 <u>3, 142</u>	円 <u>3, 142</u>	円 3, 142	円 <u>4, 714</u>
	等を徴収しない場合	小学校の児童、 中学校の生徒 又は高等学校 の生徒	1, 571	<u>1, 571</u>	<u>1, 571</u>	1, 571	1, 571	2, 357

イ 附属設備

			•		
		利用時間	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後7時から	
区分		 使用料 	1 1 1 1 2 1 1 1 3 L 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	午後9時まで	
	3月1日から 10月31日ま	全基使用の場 合		円 <u>11, 314</u>	
夜間照明	で .	4 基使用の場合		<u>5, 657</u>	
設備	11 月 1 日か ら翌年 2 月	全基使用の場 合	円 16, 971		
	末日まで	4 基使用の場合	<u>8, 485</u>		

別表第3(第10条関係)

三和少年交流センターの使用料

	大/13/11 左共 0 054 4 5 左後 40 05	左线 10 mt 4 2 短日 6 左
区分	まで(1 時間につき)	前9時まで
 大研修室	円	円
八岁	<u>864</u>	<u>5, 400</u>
小研修室	648	,
和室	318	

別表第4(第26条関係)

1 稲佐山公園展望台の多目的ホールの利用に係る基準額

利用時間	午前9時から午後4時	午後5時から午後10時
区分	まで	まで
平日	. 円	円
TH	<u>8, 897</u>	<u>9, 534</u>
土曜日、日曜日又は休日	10, 676	11, 437

別表第3(第10条関係)

三和少年交流センターの使用料

区分	午前9時から午後10時 まで(1時間につき)	午後10時から翌日の午 前9時まで
大研修室	円 880	円 5,500
小研修室	660	<u> </u>
和室	<u>324</u>	

別表第4(第26条関係)

1 稲佐山公園展望台の多目的ホールの利用に係る基準額

午後 4 時 午後 5 時から午後 10 日
1 12 1 13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
まで
P) P
<u>9, 061</u> <u>9, 71</u>
10, 874 11, 64
-

稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額 利用時間 午前 9 時 午後5時 午前9時 30 分から から 午 30 分か 午後 4 時 後9時ま ら午後9 区分 まで で 時まで 野外ス 円 円 円 平日 テージ 9,534 12, 713 20, 129 入場料等を徴収し 土曜日、日 12, 178 16, 416 25, 950 ない場合 曜日又は 休日 28, 604 38, 139 60, 387 最高の 平日 入場料 等・が 土曜日、日 36, 545 49, 258 77, 862 入場料 2,057円 曜日又は 等を徴 未満 休日 収ずる 最高の 76, 278 101,705 161,033 平日 場合 入場料 97, 467 131, 369 207, 648 が「土曜日、日 2,057円 曜日又は

休日

1時間につき 370円

1時間につき 524円

以上

サル室 土曜日、日曜日又は休日

リハー 平日

2	稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額 利用時間 午前 9 時 午後 5 時 午前 9 時 30 分から から午 30 分から 午後 4 時 後 9 時ま ら午後 9 まで で 時まで 野外ス 平日 円 円 円 テージ 入場料等を徴収し 大阪 701 12,948 20,501 大阪 701 12,948 20,501 大阪 701 12,948 20,501										
				利用時間	午前 9 時	午後5時	午前9時				
					30 分から	から午	30 分か				
				_	午後 4 時	後9時ま	ら午後 9				
	区分				まで	で	時まで				
	野外ス			77 🗆	円	円	円				
	テージ	7.1211111111111111111111111111111111111	去细胞(1 D	<u>9, 711</u>	<u>12, 948</u>	<u>20, 501</u>				
		八塚村号		土曜日、日	12, 403	16, 720	<u>26, 431</u>				
		'o` ∨ 797 □		曜日又は							
				休日							
			最高の		<u>29, 134</u>	<u>38, 845</u>	<u>61, 505</u>				
	i		入場料	平日							
			等が	土曜日、日	37, 221	50, 170	79, 304				
	-	入場料	<u>2,095</u> 円	曜日又は			<u> </u>				
		等を徴	未満	休日							
		収する	最高の	3F 🗖	77, 691	103, 588	164, 015				
		場合	入場料	平日	•						
			等が	土曜日、日	<u>99, 272</u>	133, 801	<u>211, 493</u>				
		,	2,095 円	曜日又は							
			以上	休日			1				
	リハー	平日			1時間につる	· <u>377</u> 円					
	サル室	土曜日、	日曜日又は	 t休日	1時間につき	き 534円					
											

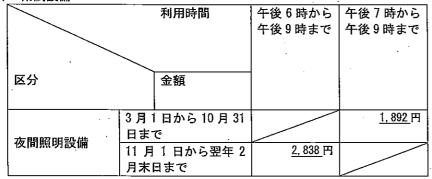
別表第5(第26条関係)

1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

,																
		利用	午	前	午	前	午	前	正	午	午		午	後	午	後
		時間	6	時	8	時	10	時	か	6	2	時	4	時	·6	時
			か	b	か	ら	か	5	午	後	か	b	か	'n	か	5
	\		午	前	午	前	正	午	2	時	午	後	午	後	午	後
	区分	金額	8	矒	10	肼	ま.	で	ま	で	4	時	6	時	9	時
			ます	ত্	ま	で					ま	ত -	ま.	で	ま	で
	3月1日	から10月31	349	円_	349	.円	349	円	349	円	349	.円	349	円	524	円.
	日まで															-
	11月1	日から翌年 2		/												
	月末日ま	₹で			l											

(2) 附属設備



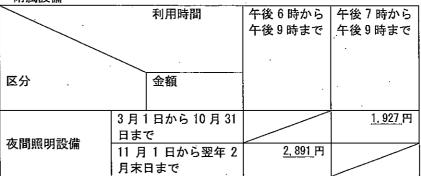
別表第5(第26条関係)

1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

	利用	午前	午前	午前	正午	午後	午 後	午後
	時間	6 時	8 時	10 時	から	2 時	4. 時	6 時
		から	から	から	午後	から	から	から
	•	午前	午前	正 午	2 時	午 後	午後	午後
区分	金額	8 時	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
	all page	まで	まで			まで	まで	まで
3月1日	から10月31	356円	356円	356円	356円	356円	<u>356</u> 円	<u>534</u> 円
日まで						-	,	
11月1	日から翌年 2		ĺ					
月末日記	きで ・						L	

(2) 附属設備



2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額

(1) 競技場

ア 専用の利用に係る基準額

サカンでのと手根									
	利用時間	午前9時から	午後 1 時から	午後6時から午					
		正午まで	午後5時まで	後9時まで					
区分									
体育に利用	77 F	巴	. P	円					
する場合	平日	<u>3, 024</u>	<u>4, 669</u>	<u>6, 305</u>					
	土曜日、日 曜日又は 休日	4, 669	6, 181	<u>7, 693</u>					
体育以外に	平日	6, 860	<u>12, 579</u>	14, 873					
利用する場合	土曜日、日 曜日、又は 休日	<u>8, 002</u>	<u>14, 873</u>	18, 308					

2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額

(1) 競技場

ア 専用の利用に係る基準額

今州の利用い	大日十日 日 - NI -			
	利用時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで
区分				•
	平日	円	円	円
/+ ★ (- ★) 田	*	<u>3, 080</u>	<u>4, 756</u>	<u>6, 421</u>
体育に利用 する場合	土曜日、日	<u>4, 756</u>	<u>6, 296</u>	<u>7, 836</u>
0.31	曜日又は			
	休日			
	平日	<u>6, 987</u>	<u>12, 812</u>	<u>15, 148</u>
体育以外に	-y- -	,		
利用する場	土曜日、日	8, 150	15, 148	<u>18, 647</u>
合	曜日又は		•	
	休日	<u> </u>		

1 _	deleter - a filipe - fals of the file										
		利用時間	午前 10	午後1時	午後3時	午後5時	午後7時				
١			時から	から午	から午	から午	から午				
	区分		正午ま	後3時ま	後5時ま	後7時ま	後9時ま				
ļ			で	で	で	で	で				
ł		小学校の児	円	円	円	. 円	円				
1	卓球	童又は中学	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>72</u>	<u>72</u>				
	(1台に	校の生徒									
	つき)	高等学校の	<u>154</u>	<u>154</u>	<u>154</u>	<u> 185</u>	<u>185</u>				
ı	/	生徒									
		一般	308	308	<u>308</u>	<u>370</u>	<u>370</u>				
		小学校の児	<u>123</u>	<u>123</u>	<u>123</u>	<u>133</u>	<u>133</u>				
	バドミ	童又は中学									
-	ントン	校の生徒									
	(1面に	高等学校の	<u>246</u>	<u>246</u>	<u>246</u>	<u>277</u>	<u>277</u>				
	つき)	生徒									
		一般	<u>504</u>	<u>504</u>	<u>504</u>	<u>565</u>	<u>565</u>				
		小学校の児	308	<u>308</u>	<u>308</u>	<u>370</u>	370				
1	バレー	童又は中学					<u> </u>				
	ボール	校の生徒			,						
	(1面に-	高等学校の	<u>627</u>	<u>627</u>	<u>627</u>	<u>750</u>	<u>750</u>				
	つき)	生徒									
		一般	<u>1, 265</u>	<u>1, 265</u>	<u>1, 265</u>	<u>1,512</u>	1,512				
	バス	小学校の児	308	308	<u>308</u>	<u>370</u>	<u>370</u>				
	ケット	童又は中学									
	ボール	校の生徒	•	,							
	(1面に	高等学校の	<u>627</u>	<u>627</u>	<u>627</u>	<u>750</u>	<u>750</u>				
	つき)	生徒									
		一般	<u>1, 265</u>	<u>1, 265</u>	<u>1, 265</u>	<u>1,512</u>	<u>1, 512</u>				
	•	小学校の児	41	4.1	41	<u>51</u>	<u>51</u>				
	その他	童又は中学				3					
	- (1人に	校の生徒									
	つき)	高等学校の	92	<u>92</u>	92	<u>102</u>	102				
	767	生徒	<u></u>			`					
		一般	185	185	<u>185</u>	<u>205</u>	<u>205</u>				

練習の利	川用に係る基準	額			,	
	利用時間	午前 10	午後1時	午後3時	午後5時	午後7時
		時から	から午	から午	から午	から午
区分		正午ま	後3時ま	後5時ま	後7時ま	後9時ま
		で	で	ゃ	ゃ	で
	小学校の児	Ħ	, FI	円	円	H
 卓球	童又は中学	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>73</u>	<u>73</u>
卓林 (1台に	校の生徒		,			
つき)	高等学校の	<u>157</u>	<u>157</u>	<u>157</u>	<u>188</u>	<u>188</u>
	生徒					,
	一般	314	<u>314</u>	<u>314</u>	<u>377</u>	<u>377</u>
	小学校の児	<u>125</u>	· <u>125</u>	<u>125</u>	<u>136</u>	<u>136</u>
バドミ	童又は中学		-			
ントン	校の生徒					
(1面に	高等学校の	<u>251</u>	<u>251</u>	<u>251</u>	<u>282</u>	282
つき)	生徒					
	一般	<u>513</u>	<u>513</u>	<u>513</u>	<u>576</u>	<u>576</u>
	小学校の児	<u>314</u>	314	<u>314</u>	<u>377</u>	377
パレー	童又は中学					
ボール	校の生徒					<u> </u>
(1面に	高等学校の	<u>639</u>	639	<u>639</u>	<u>764</u>	764
つき)	生徒					•
	一般	<u>1, 288</u>	<u>1, 288</u>	1, 288	<u>1, 540</u>	1,540
バス	小学校の児	<u>314</u>	<u>314</u>	<u>314</u>	<u>377</u>	37
ケット	童又は中学	ļ.]
ボール	校の生徒					
(1面に	高等学校の	<u>639</u>	639	<u>639</u>	<u>764</u>	764
つき)	生徒					
	一般	<u>1, 288</u>	1, 288	<u>1, 288</u>	1,540	1,54
	小学校の児	41	41	41	<u>52</u>	<u> 5</u>
その他	童又は中学					-
(1人に	校の生徒					
(1人に	高等学校の	94	<u>94</u>	94	104	104
"	生徒	· .				
	一般	<u>188</u>	188	<u>188</u>	209	<u>20</u> :

(2	(2) トレーニング室							
		利用時間	午前 10	午後1時	午後3時	午後5時	午後7時	
			時から	から午	から午	から午	から午	
	区分		正午ま	後3時ま	後5時ま	後7時ま	後9時ま	
			で	で	で	で	で	
	当日券	高等学校の	巴	円	円			
	(1人に	両守子校の 生徒	<u>185</u>	<u>185</u>	<u>185</u>		/	
	つき)	工化						
		一般	<u>349</u>	<u>349</u>	<u>349</u>	円	円	
		7 <u>1</u> 12		,		349	349	
	会員券	高等学校の	:		<u>1, 193</u> 円			
	(1人1)	生徒						
	月につ	一般					2, 396 円	
	き)	· 加文		•				

(2	2) トレーニング室										
		利用時間	午	荊	10	午	後1時	4	後 3 時	午後5時	午後7時
			時	か	b	か	ら午	カ	ヽら午	から午	から午
	区分		Œ	午	ま	後	3 時ま	刮	そ5時ま	後7時ま	後9時ま
			で			で		7	5	で	で
	当日券 (1 人に つき)	高等学校の 生徒		1	F3 88		円 188		円 188		/.
		一般		3	356		<u>356</u>		<u>356</u>	円 <u>356</u>	円 <u>356</u>
	会員券 高等学校の (1 人 1 生徒							1	<u>, 215</u> 円		
	月につき)	一般			=						2,440円

(3) 浴室

•	(H			
		区分		
		大人	円	
	当日券(1 人につき)		360	
	ヨロ赤 (「人に フと)	小人	100	
		大人	3, 600	
	回数券(11 枚綴り)	小人	1,000	

(3) 浴室

[Z	公分	使用料
,	大人	M
 当日券 (1 人につき)		360
当口分 (1 八に Je)	小人	100
- WL ME (14 LL 597 11)	大人	3, 600
回数券(11 枚綴り)	小人	1,000

3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

. ,								
	区分	利用 時間 金額 (1コ-トにつき)	午8か午10ま	午10か正ま	正か午2まで	午2か午4ま	午4か午6ま	午6か午9ま後時ら後時で
•	一般		円 <u>411</u>	円 <u>411</u>	円 <u>411</u>	円 <u>411</u>	円 <u>411</u>	円 617
•		D児童、中学校の は高等学校の生	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205</u>	308

(2) 附属設備

		用時間	6 時から 9 時まで .	
区分		注額 (1 コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日 日まで	から 10 月 31		 822円
後間照明設備 11 月 月末日		日から翌年 2 まで	1,234円	/

3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額(1) テニスコート

·/						
利用	午前	午前	正午	午 後	午後	午後
時間	8 時	10 時	から	2 時	4 時	6 時
	から	から	午後	から	から	から
	午 前	正午	2 時	午後	午 後	午後
区分金額	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
(1ュートにつき)	まで			まで	まで	まで
一般	円	円	円	円	円	円
一担交	<u>419</u>	<u>419</u>	419	419	<u>419</u>	<u>628</u>
小学校の児童、中学校の	209	<u>209</u>	209	209	209	314
生徒又は高等学校の生						
徒						

(2) 附属設備

1717年12人11用						
		利用時間	午後	6 時から	午後	7 時から
			午後	9 時まで	午後	9 時まで
, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
区分	-	金額				
••	,	(1 ユートにつき)				
	3月1	日から10月31				838 円
夜間照明設備	日まで					
1义间据明故嘱	11 月 1 日から翌年 2			<u>1, 257</u> 円		
-	月末	月末日まで				

4 長崎東公園コミュニティプールの利用に係る基準額

(1) 個人の利用に係る基準額

ア 当日券

利用時間	2 時間	超過時間
区分	८ મ寸[#]	(1 時間につき)
	円	. 円
一种	<u>460</u>	150
高等学校の生徒	300	100
小学校の児童、中学校の	150	50
生徒又は幼児		

イ 前売券(11回分)

区分	金額
般	· 円
— NQ	<u>4, 600</u>
高等学校の生徒	3,000
小学校の児童、中学校の 生徒又は幼児	1, 500

(2) 省略

(3) 専用の利用に係る基準額

٠,	44,000,000		•		
:	区分	利用時間	午前 (午前9時か ら正午まで)	午後 (午後1時 から午後5時 まで)	超過時間 (1 時間につ き)
	25メートル プール	平日	円 20, 571	円 <u>41, 142</u>	円 <u>6,171</u>
		土曜日、日 曜日又は 休日	<u>30, 857</u>	61, 714	9, 257

4 長崎東公園コミュニティプールの利用に係る基準額

(1) 個人の利用に係る基準額

ア 当日券

利用時間区分	2 時間	超過時間 (1 時間につき)
一般	円 470	円 150
高等学校の生徒	<u>310</u>	100
 小学校の児童、中学校の 生徒又は幼児	150	50

イ 前売券(11回分)

•	De 202 (11 122)	
	区分	金額
	in	円 円
	一般	4, 700
	高等学校の生徒	3, 100
	小学校の児童、中学校の	1,500
	生徒又は幼児	·

(2) 省略

(3) 専用の利用に係る基準額

サカツノヤリカコ	子をもりを手む	•		
区分	利用時間	午前 (午前9時か ら正午まで)	午後 (午後1時か ら午後5時ま で)	超過時間 (1 時間につ き)
05 1 1 11	平日 .	円 <u>20, 952</u>	円 41, 904	円 <u>6, 285</u>
25メートル プール	土曜日、日 曜日又は 休日	<u>31, 428</u>	62, 857	9, 428

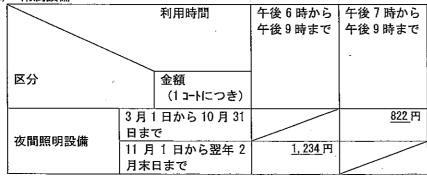
別表第6(第26条関係)

1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

٠,	,/	– :						
,	区分	利用時間金額 (1 コートにつき)	午8か午10ま	午10か正ま	正か午2まで	午2か午4ま後時ら後時で	午4か午6ま	午6か午9ま
	一般		円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 <u>1,542</u>
	I)児童、中学校の は高等学校の生	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>514</u>	<u>771</u>

(2) 附属設備



別表第6(第26条関係)

1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

"	7-7	<u>ار</u> ب						-
		利用時間	午前	午前	正午	午後	午 後	午 後
			8 時	10 時	から	2 時	4 時	6 時
1			から	から	午後	から	から	から
			午前	正午	2 時	午 後	午 後	午 後
	区分	金額	10 時	まで	まで	4 時	6 時	9 時
		(1コートにつき)	まで			まで	まで	まで
į	60.		円	- 円	円	円	円	円
	一般	<i>:</i>	1,047	<u>1,047</u>	1,047	1,047	<u>1, 047</u>	<u>1, 571</u>
	小学校σ)児童、中学校の	523	523	523	523	523	785
	生徒又	は高等学校の生						
	徒	· .						

(2) 附属設備

PIT 尼斯瓦文 / I用						
		利用時間	午後	6 時から	午後	7 時から
			午後	9 時まで	午後	9 時まで
		•				,
区分		金額				
		(1 コートにつき)				
	3月	日から 10 月 31				838円
75 BB 02 DD 50 /共	日ま	で .				
夜間照明設備	11 月	1 日から翌年 2		<u>1, 257</u> 円	· ·	
	月末	日まで				

区分	利月 時間 金額	fi	午前 6 時 ら 1 時 ら 前 まで	午時ら前時で 10ま	午 前 時 ら 午 で	正か 年 6 2 時 で	午後 2 時 ら後 4 時 で	午後 2 時 6 後 5 まで	午時 ら後 まで	午後 4 時 ら後 7 時 まで	Z.	·	利用時間金額	i I	午前 6 時 ら	午前 8 時ら前時で	午 10 か正まで	正か午62時で	午後 2 時 6 後 まで	午後 2 時 ら 後 5 まで	午時ら後まで4 か午時	午時ら後ま 7 1 で
アマチュアスポーツに利用する場合人場料等を徴収しない場合	一般 .	3日ら月日でび月日ら月日で 5日ら月日で 101か1031ま 111か翌2末ま1か430ま及91か930ま	円 3, 291	円 3, 291	円 3, 291	円 3, <u>291</u>	円 3, 291	円 <u>4,</u> 937	円 3, 291	円 4, 937	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	3日ら月日でび月日ら月日で 5日ら月日で101か10 31ま 111か翌2末ま月か430ま及91か930ま 11か831ま 月日ら月日で月日ら年月日で	円 3,352	円 3,352	円 3,352	円 <u>3,352</u>	円 <u>3,352</u>	円. <u>5, 028</u>	円 3, 352	円 5,0

		学校の日	3月1 日から 4 月30	円 1, 645	<u>1, 645</u>	1, 645	1, 645	円 <u>1, 645</u>		円 1, 645			小学校の児童、	3月1 日か ら 4 月30	. 円 1,676	<u>1, 676</u>	1,676	<u>1, 676</u>	円 <u>1,676</u>		円 1, 676	
		中学校の生徒又	日でび月日ら月日 ま及91か930ま						•				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 C 2X				·				
			で 5月1 日から 8 月31 日ま								円 2,468		は高等学校の生徒	で 5月1 日から 8 月31 日で	-		•					F 2
		_	10月 1か月 10月日 31日 ま 11月						円 2, 468					10月 1か月 10月 31日 11月						円 <u>2,514</u>		
	7 18	ļ	1 か翌2 末まな	7 45 to		les I de la	III A 0.1		0 (**					1 か翌2 末ま	7 199 (6)	Actor de Abb. vi						
	人場 徴収 合	対す	等 を る 場	人場料 額	・寺を徴り	収しない	場合のも	使用料の	2倍に称	当する	!		入場 徴収で	半等を ける場		・等を徴り	又しない	場合の個	更用料の	2倍に相	当する	
アマーチ	入場	し	等をない			ポーツに 使用料の				を徴収		に利用する場合	入場		アマチ					入場料等質	を徴収	
ッピ			等 を る 場			ポーツに 使用料の				を徴収		合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			アマチ					入場料等 領	を徴収	
											-	<u> </u>	•			-						
	-	•				•			-									•				

3 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

/ 専用の利用!	- 体の本华級	i	<u> </u>
•	区分		1 時間につき
アマチュア	入場料等	般	円
スポーツに	を徴収し	MX	<u>3, 702</u>
利用する場	ない場合	小学校の	<u>1, 851</u>
合		児童、中	
		学校の生	
		徒又は高	·
		等学校の	
		生徒	·
	入場料等を	強収する	入場料等を徴収しない場合の使用料
	場合		の2倍に相当する額
アマチュア	入場料等を	と徴収しな	アマチュアスポーツに利用する場合
スポーツ以	い場合		で入場料等を徴収しない場合の使用
外に利用す			料の2倍に相当する額
る場合	入場料等を	の治力する	アマチュアスポーツに利用する場合
1	八物が守で 場合	L HX MX Y W	で入場料等を徴収しない場合の使用
	797 🗀		料の8倍に相当する額

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき
<u>i</u> n	H
旭文	246
小学校の児童、中学校の	123
生徒又は高等学校の生	
徒	

(3) 附屬設備

٠,	1413 (134)	EX III	·			
		利用時間	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
	区分	金額 (1 時間に つき)				
	照明設	· 備	<u>18, 514 円</u>	10, 285 円	<u>5, 142 円</u>	<u>2, 057 円</u>

3 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

Ī	2112 1 131121	ᄝᄼ		1 吐胆仁八士
L		区分		1時間につき
1	アマチュア		一般	円
.	スポーツに	を徴収し	NX	<u>3, 771</u>
	利用する場	ない場合	小学校の	1, 885
١	合		児童、中	
1			学校の生	•
1			徒又は高	
1	\-		等学校の	
		•	生徒	,
		入場料等を	徴収する	入場料等を徴収しない場合の使用料
		場合		の2倍に相当する額
	アマチュア	入場料等を	徴収しな	アマチュアスポーツに利用する場合
1	スポーツ以	い場合		で入場料等を徴収しない場合の使用
1	外に利用す			料の2倍に相当する額
	る場合	入場料等を	治のナス	アマチュアスポーツに利用する場合
ĺ		八塚科寺で 場合	[1] (1) (1) (1)	で入場料等を徴収しない場合の使用
Į		场口		料の8倍に相当する額

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき	_
ήη.		円
一般		<u>251</u>
小学校の児童、中学校の	·	<u>125</u>
生徒又は高等学校の生		
徒		

(3) 附属設備

• •	PITITAGE UIT								
		利用時間	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯			
	区分	金額 (1 時間に つき)		,					
	照明設備		<u>18, 857 円</u>	10, 476 円	5, 238 円	2,095円			

4 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

٠/_	寺/1007年版							
-	• •	区分	-	1 時間につき				
ĺ	アマチュア	入場料等	一般	円				
	スポーツに	を徴収し	刊又	<u>1, 542</u>				
١	利用する場	ない場合	小学校の	<u>771</u>				
	合		児童、中	• •				
İ	,		学校の生					
			徒又は高					
			等学校の					
	,		生徒					
	入場料等を		徴収する	入場料等を徴収しない場合の使用料				
		場合		の2倍に相当する額				
	アマチュア	入場料等を	後収しな	アマチュアスポーツに利用する場合				
	スポーツ以	い場合		で入場料等を徴収しない場合の使用				
	外に利用す			料の2倍に相当する額				
	る場合	人場料等を徴収する		アマチュアスポーツに利用する場合				
		スプイチ c 場合	, I+X1/A 7 'O	で入場料等を徴収しない場合の使用				
		780 11		料の8倍に相当する額				

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき
— 一般	円
	123
小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生	<u>61</u>
徒	

5 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場の利用に係る基準額

区分	1 時間につき
一般	円 514
小学校の児童、中学校の 生徒又は高等学校の生 徒	<u>257</u>

4 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

	区分		1 時間につき
アマチュア スポーツに	· · · · · — NIII		円 1,571
利用する場	ない場合	小学校の	. 785
合	児童、中		· .
		学校の生	
		徒又は高	
	等学校の		·
		生徒	
	入場料等を徴収する		入場料等を徴収しない場合の使用料
	場合		の2倍に相当する額
アマチュア	入場料等を	と徴収しな	アマチュアスポーツに利用する場合
スポーツ以	い場合		で入場料等を徴収しない場合の使用
外に利用す	入場料等を徴収する 場合		料の2倍に相当する額
る場合			アマチュアスポーツに利用する場合
			で入場料等を徴収しない場合の使用
	物口		料の8倍に相当する額

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき					
一般	. 円					
11.	· <u>125</u>					
小学校の児童、中学校の	<u>62</u>					
生徒又は高等学校の生						
徒						

5 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場の利用に係る基準額

Property Control of the State o					
区分	1 時間につき				
Mr. ·		円			
一般		<u>523</u>			
小学校の児童、中学校の	,	261			
生徒又は高等学校の生					
徒					

別表第7(第26条関係)

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

区局中于和云路(2) 体育品未来云(7) (2) 村市に示る基準機							
利用時間		午後1時から	午後 6 時から				
	正午まで	午後5時まで	午後 10 時ま				
			で				
₩ 🗆	円	円	円				
+ -	<u>915</u>	<u>1, 254</u>	<u>1, 481</u>				
土曜日、	<u>1, 141</u>	<u>1, 481</u>	<u>1, 820</u>				
日曜日又							
は休日							
	<u>6, 860</u>	<u>12, 579</u>	<u>14, 873</u>				
半日							
十曜日.	8, 002	14, 873	18, 308				
	<u> </u>	1,1010	15,555				
			• .				
	利用時間 平日 土曜日、	利用時間 午前9時から 正午まで 円 915 土曜日、 1,141 日曜日又 は休日 平日 <u>6,860</u> 平日 <u>8,002</u> 日曜日又	利用時間 午前 9 時から 正午まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 平日 円 915 円 1,254 土曜日、日曜日又は休日 1,141 1,481 平日 6,860 12,579 土曜日、日曜日又日曜日又日曜日又日曜日又日曜日又日曜日又日曜日又日曜日又日曜日又日				

別表第7(第26条関係)

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

と同り十和会略の体育略未来去的の利用に係る を 学報						
	利用時間	午前9時から	午後1時から	午後 6 時から		
		正午まで	午後5時まで	午後 10 時ま		
区分				で		
	平日	Ħ	円	円		
体育に利用		<u>932</u>	<u>1, 278</u>	<u>1, 508</u>		
する場合	土曜日、	<u>1, 162</u>	<u>1, 508</u>	<u>1, 854</u>		
7 20 790 11	日曜日又					
	は休日					
,	117 CT	<u>6, 987</u>	<u>12, 812</u>	<u>15, 148</u>		
体育以外に	平日					
利用する場	土曜日、	8, 150	15, 148	18, 647		
合	日曜日又					
	は休日					
						

(2) 長崎市道路占用料条例

現行	見直し案
(省略)	(省略)
第3条	第3条
(省略) 4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除く ものについての占用料の額は、前条及び前3項の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。	(省略) 4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除く ものについての占用料の額は、前条及び前3項の規定により算定した額に100分の110 を乗じて得た額とする。
(省略)	(省略)

(3) 長崎市駐車場条例

現行 見直し案 別表第1(第6条関係) 別表第1(第6条関係) 1 長崎市桜町駐車場駐車料金 1 長崎市桜町駐車場駐車料金 種別 昼間駐車料金 夜間駐 定期駐車料金 種別 昼間駐車料金 夜間駐 定期駐車料金 休日 車料金 全日 昼間(午前8時 車料金 平日 平日 _ 休日 昼間(午前8時 全日 最初 2時間30分以 2時間 から午後7時ま その 最初 その 2時間30分以 2時間 から午後7時ま 後 内の場合 30分 で)又は夜間 内の場合 後 30分 で)又は夜間 (午後6時から 30分 30分 最初 その を超 30分 30分・最初 その (午後6時から を超 まで まで 後 える 翌日の午前8時 まで える 翌日の午前8時 まで 車種 ごと 場合 車種 ごと 30分 30分 30分 まで) 30分 場合 まで) まで まで まで まで こと ごと 普通自 140円 130円 140円 130円 720円 19,060円 140円 130円 140円 130円 730円 820円 13, 770円 普通自 830円 19,420円 14,020円 動車 動車 小型自 小型自 動車 動車 軽自動 軽自動 車

2 長崎市民会館地下駐車場駐車料金

1								
	種別	昼間駐車料金		夜間駐	定期駐車料金			
		最初の30	その後	車料金	全日	- 昼間(午前8時から午後7		
		分まで	30分ま	·		時まで)又は夜間(午後6		
車	種 \		でごと			時から翌日の午前8時ま		
		-				で)		
普	通自動車	140円	130円	<u>820</u> 円	<u>19,060</u> 円	<u>13,770</u> 円		
1	型自動車							
軽	自動車							

2 長崎市民会館地下駐車場駐車料金

2 及時中以去時也十年一物理手行並						
種別	昼間駐	昼間駐車料金		定期駐車料金		
	最初の30	その後	車料金	全日	昼間(午前8時から午後7	
	分まで	30分ま			時まで)又は夜間(午後6	
車種	٠	でごと			時から翌日の午前8時ま	
			٠		で)	
普通自動車	140円	130円	<u>830</u> 円	<u>19, 420</u> 円	<u>14, 020</u> 円	
小型自動車						
軽自動車				•		

3 長崎市松が枝町駐車場駐車料金

種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料金
車種	最初の1時間まで	その後30分まで	
	•	ごと	
バス	円	円	円
	<u>1, 480</u>	<u>740</u>	<u>1, 020</u>
マイクロバス	. 740	370	<u>1, 020</u>
普通自動車	<u>290</u>	1.40	<u>820</u>
小型自動車			
軽自動車			

3 長崎市松が枝町駐車場駐車料金

O 121410111111111111111111111111111111111							
種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料金				
車種	最初の1時間まで	その後30分まで	,				
		ごと					
バス	. 円	円	円				
	<u>1, 500</u>	<u>750</u>	1, 040				
マイクロバス	<u>750</u>	370	<u>1, 040</u>				
普通自動車	<u>300</u>	140	830				
小型自動車							
軽自動車			,				

4 長崎市平和公園駐車場駐車料金

(1) 地上部分

種別(入出	午前7時か	いら午後8時	当たりの	午後8時から翌日の	
庫1回につき)		駐車	午前7時までの駐車		
	最初の1	1時間を	1時間30	2時間を	料金
車種	時間まで	超え	分を超え	超える場	
		1時間30	2時間ま	合	
		分まで	で		
普通自動車	<u>250</u> 円	380円	<u>500</u> 円	<u>610</u> 円	1時間につき
小型自動車					70円
軽自動車					

(2) 地下部分

ア バス及びマイクロバス

	種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料金
車種		最初の1時間まで	1時間を超える場	
			合	
バス	į	円	Ħ	円
	·	<u>1, 480</u>	<u>2, 050</u>	<u>1, 020</u>
マイクロ	バス	<u>740</u>	<u>1, 020</u>	- <u>1, 020</u>

4 長崎市平和公園駐車場駐車料金

(1) 地上部分

種別(入出	午前7時か	ら午後8時	午後8時から翌日の		
庫1回につき)		駐車	午前7時までの駐車		
	最初の1時	1時間を超	1時間30分	 2時間を超	料金
車種	間まで	え	を超え2時	える場合	
		1時間30分	間まで		
		まで			
普通自動車	<u>260</u> 円	380円	<u>510</u> 円	<u>620</u> 円	1時間につき
小型自動車					70円
軽自動車				•	

(2) 地下部分

ア バス及びマイクロバス

種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料金					
車種	最初の1時間ま	1時間を超える場						
	で	合						
バス	円	円	円					
	<u>1, 500</u>	<u>2, 090</u>	<u>1, 040</u>					
マイクロバス	<u>750</u>	<u>1, 040</u>	<u>1, 0</u> 40					

ω
~ ~

イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車							
種別	重別 昼間駐車料金				夜間駐車料金		
	最初の1	1時間を	1時間30	2時間を	,		
	時間まで	超え	分を超え	超える場	-		
車種	,	1時間30	2時間ま	合			
		分まで	で				
普通自動車	<u>250</u> 円	380円	<u>500</u> 円	<u>610</u> 円	820円		
小型自動車			,				
軽自動車				•			

	種別		昼間駐	夜間駐車料金		
		最初の1時	1時間を超	1時間30分	2時間を超	
İ		間まで	え	を超え2時	える場合	
	車種		1時間30分	間まで		
			まで			
	普通自動車	<u>260</u> 円	380円	<u>510</u> 円	<u>620</u> 円	. 830円

イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

5 長崎市茂里町地下駐車場駐車料金

種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料金			
車種	最初の30分まで	その後30分まで				
		ごと	•			
普通自動車	130円	120円	<u>820</u> 円			
小型自動車	·					
軽自動車						

5 長崎市茂里町地下駐車場駐車料金

小型自動車 軽自動車

種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料金				
車種	最初の30分まで、	その後30分まで					
		ごと					
普通自動車	130円	120円		<u>830</u> 円			
小型自動車							
軽自動車							

6 長崎市松山町駐車場駐車料金

(1) バス及びマイクロバス

	種別(入出	午前7時30分	から⁴	午後10時までの1	午後10時から翌日の午前
庫	何につき)	日当たりの	主車料	·金	7時30分までの駐車料金
車種		最初の1時間	まで	1時間を超える場	
				合	
バス	•		円	円	30分につき 50円
		30分につき	<u>740</u>	<u>2, 050</u>	
マイク	ロバス	30分につき	370	<u>1, 020</u>	

(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別	入出庫	回ごとの駐	定期駐車料金			
	午前7時30分	から午後	午後10時			
	10時まで(1日当たり)		から翌日			
	最初の2時	2時間を超	の午前7時	全日	昼間(午前7時30	
車種	間まで	える場合	30分まで		分から午後10時	
					まで)	
普通自動車	30分につき	<u>610</u> 円	30分につ	<u>15, 420</u> 円	<u>13, 370</u> 円	
小型自動車	120円		き 40円			
軽自動車						

6 長崎市松山町駐車場駐車料金

(1) バス及びマイクロバス

種別	川 (入出	午前7時30分から午後10時までの1				午後10時から翌日の午前		
庫値に	こつき)	日当たりの駐車料金			7時30分までの駐車料金			
車種		最初の1時間まで 1時間を超える場						
		,		合		•		
バス			円		円	30分につき	50円	
		30分につき	<u>750</u>		2, 090			
マイクロノ	ヾス	30分につき	370		<u>1, 040</u>			

(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別	入出庫1	回ごとの駐	定期駐車料金			
	午前7時30分	から午後	午後10時	I		
	10時まで(1日当たり)	から翌日			
	最初の2時	2時間を超	の午前7時	全日	昼間(午前7時30	
車種	間まで	える場合	30分まで		分から午後10時	
					まで)	
普通自動車	30分につき	<u>620</u> 円	30分につ	<u>15, 710</u> 円	<u>13, 610</u> 円	
小型自動車	120円		き 40円			
軽自動車						

7 長崎市松が枝町第2駐車場駐車料金							
種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料	定期駐車料金			
	最初の1時間	その後30分	金	•			
車種	まで	まで		·			
		ごと					
バス	<u> </u>	円	円	/.			
	· <u>1, 480</u>	<u>740</u>	<u>1, 020</u>				
マイクロバス	. <u>740</u>	370	<u>1, 020</u>	· .			
普通自動車	290	140	<u>820</u>	<u>10, 800</u> 円			
小型自動車							
軽自動車							

(IJ	下	省	略	`
١.					

7 長崎市松が枝町第2駐車場駐車料金							
種別	昼間駐	車料金	夜間駐車料	定期駐車料金			
	最初の1時間	その後30分	金				
車種	まで	まで					
		ごと	,				
バス - '	· H	円	円				
	1, 500	<u>750</u>	<u>1, 040</u>				
マイクロバス	<u>750</u>	370	<u>1, 040</u>				
普通自動車	300	140	830	. <u>11, 000</u> 円			
小型自動車							
軽自動車		1					

(以下省略)

·	現行		見直し案								
(省略)		-	(省略)								
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)								
(平 4 条例 20・平 8 条例 17・平 14	条例 25 • 平 25 条例 50 • 平 27 条例 1	1•一部改正)	(平4条例20-平8条例17-平14	条例 25・平 25 条例 50・平 27 条例 1	1•一部改正						
1 第4条第1項各号に掲げる行為	為をする場合の使用料 		1 第4条第1項各号に掲げる行為	をする場合の使用料							
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額						
業として行う写真撮影	1日	· <u>#</u>	業として行う写真撮影	1 🖽	- 						
		102			104						
	1月	1,584		1月	<u>1, 613</u>						
行商その他これに類するもの	1日	<u>257</u>	行商その他これに類するもの	1日	261						
興行.	1 平方メートルにつき 1 日	18	興行	1 平方メートルにつき 1 日	18						
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき	1, 584	広告物の掲出	 広告表示面積 平方メートルにつき 	1, 613						
	1日			1日							
集会、展示会その他これらに類する	。 61 平方メートルにつき 1 日。	12	 集会、展示会その他これらに類する	1 平方メートルにつき 1 日 ^	12						
もの			ŧо								
備考・省略			 備考 省略								

2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は庭球場を利 2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は庭球場を利 用する場合の使用料 用する場合の使用料 (1) 大芝生広場 (1) 大芝生広場 ア 入場料等を徴収しない場合 ア 入場料等を徴収しない場合 利用時午前8時午前 10正 午 か午後2時午後2時午後4時午後4時 利用時午前8時午前 10正 午 か午後2時午後2時午後4時午後4時 から午時からら午後2から午から午から午から午後 から午時からら午後2から午から午から午後 使用料 前 10 時正 午 ま時まで 後4時ま後5時ま後6時ま7時まで 使用料 前 10 時正 午 ま時まで 後4時ま後5時ま後6時ま7時まで 区分 まで まで・ |で 区分 -艘 3月1日から 円 1,275 円 -般 円 1. 299 🖽 円1,275円 3月1日から 圕 円1,299円 4月30日ま 1, 275 <u>1, 275</u> 1, 299 1, 299 1, 275 4月30日ま 1, 299 で及び9月1 で及び9月1 旧から 9 月 旧から 9 月 30 日まで・ 30 日まで 5月1日から 1,913円 1,948円 5月1日から 8月31日ま 8月31日ま

10月1日から翌年2月 末日まで 小学校の3月1日から 617 617 617 617 月 617

- (2)	庭球場		·							-	(2)	庭球場							·	
]	7)	入場料等を	徴収し7	ない場合								ア 入場料等を徴収しない場合									
			利用	午前	8午前	10 IE	午か	午後 2	午後 2	生 後 4	午後4時			利用	午前 8	午前 10	正午か	午後:	2午後	2午後	4午後 4 時
	/)	時間	時から	時か	664	午後 2	時から	時から	時から	から午後			時間	時から	時から	ら午後2	時から	時から	時から	から午後
		使用料		午前 10	0正午	ま時	まで	午後4	午後:	午後(7 時まで		使用料		午前 10	正午ま	時まで	午後	4午後	5午後	67 時まで
		(1.⊐ート	=	時まで	で			時まで	時まで	時まで			(1 = - + (=		時まで	で		時まで	時まで	時まで	
	区分	つき)							:			区分	つき)								
	一般	3月1	日からん	i L <u>P</u>	9	円	<u> </u>	411 F		411 F				からん		円	E	419 F	1	419 P	
			日まで及		1 4	111	<u>411</u>						月 30 日			<u>419</u>	419	<u>9</u>			
		び9月	1日から								//		び9月1	日から				,	1 /		/
		9月30	日まで	-		ļ			/		<u>/</u>		9月30日	まで	-				/ `		/
		5月1	日からも	3		-					/ 617円		5月1日	からり	3				\\		/ 628 円
		月 31 日	まで	<u> </u> 					 	-	. /		月 31 日 3	まで		1			/	/	
		10月1							<u>617 </u> ₽	4 /	• /		10月1日	から翌	2				628 F	4 /	
		年2月	末日まで										年2月末	日まで							

小学校3月1日から4 205	205 205 円 / 205 円	小学校3月1日から4 209 209 209円 / 209円 /
小学校3月1日から4 205		小学校3 月 1 日から 4 209 209 209 円 209 円
の 児月 30 日まで及		
童、中び9月1日から		童、中び9月1日から / / /
学校の9月30日まで		学校の9月30日まで
生徒又5月1日から8	308 円	生徒又5月1日から8 / 314円
は高等月31日まで		は高等月31日まで / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
学校の10月1日から翌	308 円	学校の10月1日から翌
生徒年2月末日まで		生徒年2月末日まで

(5)長崎市二輪車等駐車場条例

別表第3(第7条関係)

1 通常の駐車料金

単位	金額
入出庫1回につき	200円

備考

1 この表は、次項の表の適用を受けない二輪車等の駐車に適用する。

現行

- 2 入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表に掲げる駐車料金の額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。
- 2 長崎市築町二輪車等駐車場の定期駐車券及び回数駐車券の料金

区分	金額
定期駐車券	H
	 月額 3,080
回数駐車券(11枚綴り)	2, 000

別表第3(第7条関係)

1 通常の駐車料金

単位	金額
入出庫1回につき	200円

備考

1 この表は、次項の表の適用を受けない二輪車等の駐車に適用する。

見直し案

- 2 入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表に掲 げる駐車料金の額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗 じて得た額とする。
- 2 長崎市築町二輪車等駐車場の定期駐車券及び回数駐車券の料金

区分	金額
定期駐車券	H
	月額 <u>3,140</u>
回数駐車券(11枚綴り)	2, 000

(6)長崎市準用河川占用料徴収条例

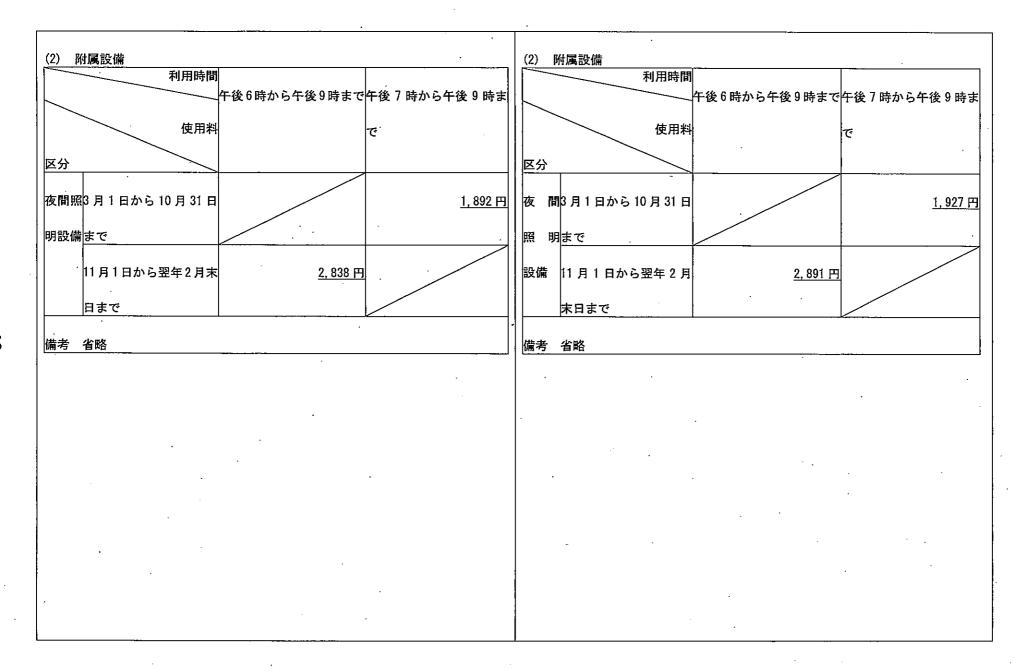
現行	見直し案
(省略)	(省略)
第3条	第3条
(省略) 5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前各項の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (省略)	(省略) 5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前各項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。 (省略)
(省略)	(省略)

(7) 長崎市都市下水路条例

(省略)
別表(第9条関係)
(省略) 備考 (省略) 6 占用期間が1月未満のときの占用料の額は、この表により算定した額に <u>100分の</u> 110を乗じて得た額とする。
(省略)

(8) 長崎市公園条例

現行 見直し案 別表第2(第5条関係) 別表第2(第5条関係) (平 17 条例 111・平 24 条例 23・平 25 条例 57・平 26 条例 38・一部改正) (平 17 条例 111・平 24 条例 23・平 25 条例 57・平 26 条例 38・一部改正) 1 外海総合公園運動場、外海運動公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運 1 外海総合公園運動場、外海運動公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運 動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料 動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料 (1) 運動場 (1) 運動場 利用時間 利用時間 上午前 6午前 8午 前正午か午後 2午後 4午後 6 上午前 6午前 8午 前正午か午後 2午後 4午後 使用料時から時から10時ら午後時から時から時から 使用料時から時から10時ら午後時から時から時から 区分 区分 午前 8午前 10から正2 時ま午後 4午後 6午後 9 午前 8午前 10から正2 時ま午後 4午後 6午後 9 時まで時まで 午までで 時まで 時まで時まで 時まで時まで 午までで 時まで 時まで時まで 3月1日から10月 |349 円| 349 円|349 円| 349 円| 349 円| 349 円| 524 円| |3 月 1 日から 10 月 |356 円| 356 円|356 円| 356 円|35<u>6 円</u>|<u>534 円</u>| 31 日まで 31 日まで |11月1日から翌年 ||11 月 1 日から翌年 2月末日まで 2月末日まで 備考 省略 備考 省略



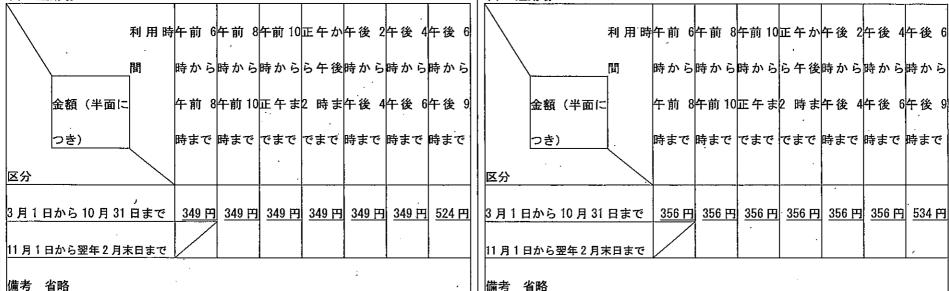
高島ふれる	あい多目的運動公 利用時間									あい多目的運動公 利用時間							
		午前 8	午前 10	正午か	午後 2	午後 2	午後	午後 6			午前 8	午前 10	正午か	午後 2	午後 2	午後 4	午後
	使用料 (1コートにつき)	時から	時から	ら午後	時から	時から	時から	時から		使用料 (1 コートにつき)	時から	時から	ら午後	時から	時から	時から	時か
公分		午前 10	正午ま	2 時ま	午後 4	午後 5	午後(6午後 7	区分		午前 10	正午ま	2 時ま	午後 4	午後 5	午後 6	午後
		時まで	で	で	時まで	時まで	時まで	時まで	1 277		時まで	で	で・	時まで	時まで	時まで	時まで
-般	3月1日から9月	<u>円</u>	門	· <u>B</u>	<u>411円</u>		411 F	205 円	一般	3月1日から9月	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	419 F		419 円	209
,	30 日まで	<u>411</u>	<u>411</u>	<u>411</u>			·			30 日まで	419	419	419	<u> </u>			
	10 月 1 日から翌					617 F				 10 月 1 日から翌					628 <u>⊞</u>		
	年2月末日まで				/		<u>/</u>	<u> </u>		年2月末日まで	ļ		-	<u> </u>		/	<u>/ </u>
、学 校 の 児	3月1日から9月	205	205	· <u>205</u>	205 F		205 F	102 円	小学校の児	3月1日から9月	209	209	209	209 F		<u>209 円</u>	104
は、中学校の	30 日まで	<u> </u>				<u>/</u>		<u> </u>	童、中学校σ	30 日まで		i			<u>/ </u>		
€徒又は高等	10 月 1 日から翌	<u>!</u>				<u>308</u> 円			生徒又は高等	 第10 月 1 日から翌	<u>]</u>				<u>314</u> ⊞	· /	
校の生徒	年2月末日まで								学校の生徒	年2月末日まで				<u>/</u>	•	<u>L</u>	<u>/</u>
諸考 省略									備考省略		-						
						¥								•			
						•				•							
						-											

別表第3(第9条関係)

(平 26 条例 38・追加、平 30 条例 17・一部改正)

1 野母崎総合運動公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

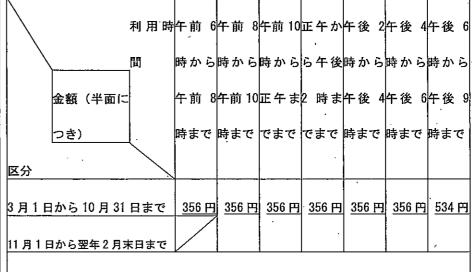


別表第3 (第9条関係)

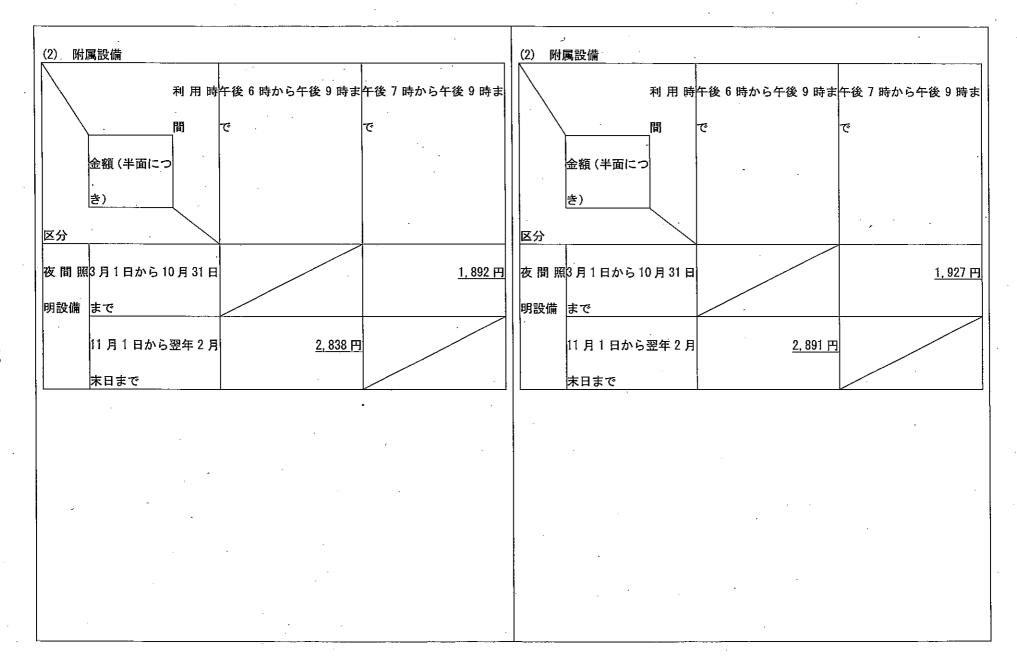
(平 26 条例 38·追加、平 30 条例 17·一部改正)

1 野母崎総合運動公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場



備考 省略



備考 省略

2 野母崎総合運動公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート 利用時間 午前 8午前 10正 午 か午後 2午後 4午後 6 時から時からら午後2時から時から時から 金額(半面に 午前 10 正午ま時まで 午後 4午後 6午後 9 つき) 時までで 時まで 時まで 時まで 区分 ー般 円 円 411 411 411 411 411 617 205 小学校の児童、中学校の生徒又は 205 205 205 205 高等学校の生徒

2 野母崎総合運動公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート 利用時間午前 8午前 10正午か午後 2午後 4午後 6 金額(半面に 時 から時 からら午後2時 から時 から時 から 午前 10正午ま時まで 午後 4午後 6午後 9 つき) 時までで 時まで 時まで 時まで 区分 一般 419 419 419 628 419 419 308 小学校の児童、中学校の生徒又は 209 209 314 209 209 209 高等学校の生徒 備考 省略

